

# 地方自治体における観光統計の整備状況と活用の可能性

濱田 泰\*

Yasushi HAMADA

## 1. はじめに

2005年に成立した我が国の新しい観光立国推進基本法<sup>1)</sup>では、地域の伝統や文化を見直し、それまでの観光行政には無かった「地域づくり」という視点が付加された。これは、今後の観光行政の軸足について、これまでのように観光関連業界の振興に限定するものでなく、地域経済や文化まで広範囲におよぶ総合的なものであると捉えており、言い換えれば観光振興を絡めた地域振興の視点にたった観光行政の必要性を示唆するものとなっている。「観光振興とは、地域住民、または地方自治体、観光協会、商工会議所、商工会などが主体となり仕掛け人となり、主に観光地の開発、観光イベントの開催、土産品（特産品）の開発によって、観光客を創造し、増加あるいは維持して地域経済を活性化するとともに、地域文化を発掘・創出し、住民に生き甲斐や誇りなどをもたせる地域づくりのこと」と、長谷（2003）は定義している。観光振興による地域づくりの書籍や報告書で成功事例が数多く紹介されているが、その内容は、特定の人材（リーダー）の強力なリーダーシップに焦点を当てたものが多い。さもカリスマ的人材が存在すれば、観光振興は上手く行くような間違ったメッセージも多くなっている。長谷（2006）は、第1章2節「観光振興を成功させる

ためには」で、成功する観光振興の大切な要素として、①リーダーの存在、②地域住民の理解と協力、③地域資源の発見と活用、④アイデアの収集、⑤娯楽性の要素の重視、⑥ホスピタリティの提供、⑦リピーターの考慮、⑧地域内自給率の向上、⑨観光マーケティングの知識、⑩専門家の活用の10項目を挙げている。①から⑩までの要素は一つだけで成り立つものではない。救世主のような人材（リーダー）の存在だけで成功するものではなく、あくまでも10の要素が上手く機能することが必要であると長谷は訴えている。

足羽（1996）は、「近年の観光政策は、観光資源や観光関連施設を開発・整備するだけではなく、地域全体の景観や雰囲気を含め総合的な魅力ある環境づくりに重点がおかれるようになってきた。これらの施策は、政府・地方公共団体が一体となって、それぞれ役割を果たす」ものであるという。観光振興は地域全体で捉える総合的なものであり、観光振興に関与する主体も、地域住民、観光関連企業・団体だけではなく、文化面、教育面、町づくり、インフラ整備、産業政策など幅広い分野が関わる必要性を説き、観光振興は「地方自治体を中心になって行うことが多く、第三セクターを設立したり、仕掛人になったりしており、いわば行政主導型」と、観光行政の特徴について述べている。

\* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程

1) 昭和38年に制定された旧「観光基本法」を改正し、題名を「観光立国推進基本法」と改め、平成18年12月に議員立法により成立し、平成19年1月より施行されている観光立国推進基本法。この法律に基づき政府は、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進をするため、観光立国の実現に関するマスタープランを策定した。

一般的に政策を構築する過程で、統計情報は不可欠である。観光振興政策においても例外ではない。ところが、現実にはその整備は大きく遅れており、その必要性についても行政の認識は低い。戦後の経済成長期において、我が国は一貫して重厚長大産業を重視する政策をとってきた。観光政策は、あくまでも基幹産業の振興策の補完的な存在として扱われてきた。観光を専門に考える国の主管省庁は存在せず、産業分類においても観光産業という考え方は存在していなかったために、観光統計情報の整備は大幅に遅れている。国のそのような体制に影響されて、地方自治体でも観光に関する統計情報の整備が遅れ、場当たりの行政が行われてきたと言える。

我が国では、観光統計情報の整備は緒に就いたばかりである。地方自治体では、依然として貧弱な状況であると言える。国の整備体制が整い、利用・活用方法等の蓄積が行われ、早急に地方自治体へ普及することが急務である。本稿では、国が進める観光統計情報の状況について整理し、戦略的な観光行政を行うに欠かせない、観光統計情報の整備状況について、全国の47都道府県と全国から無作為に抽出した300市町村に直接アンケートしたデータを基に、状況分析と課題を考察する。

## 2. 観光立国と観光統計の整備

### 2.1 観光統計の現状

小泉内閣による2003年(平成15年)の「観光立国宣言」を受ける形で、国では観光産業の実態を把握するための観光統計を充実させる必要性への

対応が始まった。2005年(平成17年)5月には、「観光統計の整備に関する検討懇話会」(会長 山内弘隆 一橋大学教授)<sup>2)</sup>が行われ、問題点や課題の把握および改善方策を明確にする必要性が打ち出された。2005年(平成17年)8月には、この懇話会の報告書がまとめられ、観光産業の実態を把握した上で観光産業振興政策立案のための基礎的観光統計の充実が必要であると政府内部や観光関係者から指摘された。

さらに、2006年(平成18年)度を目処とした全国規模の宿泊統計の新規創設なども提言された。朝日(2008)は、「日本の観光統計は、官民の関係主体が様々な目的で調査を行っていることや包括的な統計が無いこと、断片的で統一的な基準が無いこと、さらに比較が不可能である」と指摘している。国土交通省が承認統計として実施している調査は、「旅行・観光消費動向調査」(2004年～)と「宿泊旅行統計」(2010年～)の2つである。その他の観光に関する観光統計調査の概要を表1で示した。

表1で示すように、観光調査・統計は官民様々な主体によって各々の目的のもとに作成されており、標準化や相互の連携は現実的には図られていないという実態がある。自治体を中心に実施されている旅行者の流動実態調査においても、統一的な手法に課題があることは今までも様々な研究者が指摘しており、地域間の比較が難しい資料となっている。国は、2005年(平成17年)5月に報告書「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書 観光統計の課題」(国土交通省)を発表し、緊急に整備すべき統計として、「宿泊旅行統計」「観

2) 観光統計の整備に関する検討懇話会宿泊旅行統計分科会のメンバーは、東京海洋大学工学部助教授 兵藤哲朗氏、東京大学大学院工学系研究科助教授 清水哲夫氏、慶応義塾大学産業研究所専任講師宮川幸三氏、財団法人日本交通公社常務理事林清氏、社団法人日本観光協会総合研究所所長古賀学氏、全国旅館生活衛生同業組合連合会専務理事 中村次長氏、社団法人国際観光旅館連盟専務理事 長嶋秀孝氏、社団法人日本観光旅館連盟調査役 佐久間邦夫氏、社団法人日本ホテル協会副参事 岩佐英美子氏、千葉県商工労働部観光課長 河野希望氏である。

表1 現状の観光調査・統計の分類

	日常時	旅行時
日本人	<p><b>-国内旅行をする日本人 日常に関する調査</b>  <b>では、旅行に関する意向調査・統計</b>                      1 「全国旅行動態調査」国土交通省                      2 「観光の実態と志向」(社) 日本観光協会                      3 「JTBF 旅行者動向調査」(財) 日本交通公社                      4 「自由時間と観光に関する世論調査」内閣府(平成15年)                      5 レジャー白書「余暇活動に関する調査」(財) 社会経済生産性本部                      6 JTB REPORT「海外旅行志向調査」JTB</p>	<p><b>-国内旅行をする日本人 旅行時についての調査</b>                      1 「全国旅行動態調査」国土交通省                      2 「観光の実態と志向」(社) 日本観光協会                      3 「JTBF 旅行者動向調査」(財) 日本交通公社                      7 「全国観光動向」(社) 日本観光協会                      8 「観光地動向調査」(財) 日本交通公社                      9 日本ホテル協会資料等                      10 「幹線鉄道旅客流動実態調査」国土交通省                      11 「航空旅客動態調査」国土交通省                      12 「国際航空旅客動態調査」国土交通省                      13 「全国道路交通情勢調査(自動車起終点調査)」国土交通省                      14 「幹線旅客純流動調査」国土交通省                      15 「宿泊白書」JTB                      16 JTB REPORT「海外旅行実態調査」JTB 等</p>
		<p><b>-旅行者消費額調査・統計</b>                      17 「旅行・観光消費動向調査」国土交通省 等</p>
外国人	<p><b>-訪日外国人 日常に関する調査</b>                      ○「ビジット・ジャパン・キャンペーン事業に向けた事前調査」国土交通省(平成15年)等</p>	<p><b>-訪日外国人 旅行時の調査</b>                      18 「訪日外国人旅行者調査」(財) 国際観光振興機構(JNTO)                      11 「国際航空旅客動態調査」国土交通省 等</p>
		<p><b>-訪日外国人旅行者消費額調査・統計</b>                      19 「国際収支統計」財務省・日本銀行                      ○「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」財務省・みずほ総合研究所(株)(平成14年)                      ○「訪日外国人客消費額調査」(財) 国際観光振興機構(JNTO)(平成8年まで)                      20 「訪日外国人旅行の経済波及効果に関する基礎調査」(財) 国際観光振興機構(JNTO)(平成12年)等</p>

出所：国土交通省総合政策局観光企画課(2005)「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」p9

光入込客統計」「外国人旅行者に関する統計」「旅行・観光消費動向調査」の4つの統計・調査を挙げ、整備に着手している。ここでは、「旅行・観光消費動向調査」「宿泊旅行調査」について内容を確認したい。また、国における「旅行・観光消費動向調査」の実施により旅行消費データの整備が進む背景として、UNWTOが推進するTSA(Tourism Satellite Accounts)の導入に向けた動きがある。この動きは、今まで難しいとされてきた観光経済が及ぼす経済波及効果の精緻な把握を目指す一連の展開である。TSAについても、その導入についての状況を調べることとする。

2.2 旅行・観光消費動向調査

観光関連の統計資料としては国内最初の承認統

計である「旅行・観光消費動向調査」は、2004年から実施され、国内旅行市場の観光消費に関する基礎データの収集が行われてきた。

<調査の枠組み>

- ①調査回数 4回(7月, 10月, 1月, 4月)
- ②調査対象 住民基本台帳に記載された20歳~79歳の日本国民(15000人)
- ③調査系統 国土交通省総合政策局 - 請負業者 - 報告者
- ④調査方法 郵送で調査票を送付し、報告者が自ら記入し、郵送で回収する。調査票 11頁

回収率約48%

- ⑤我が国における旅行消費額、旅行消費内容等の

推計, 統計調査結果のとりまとめ

主に, 旅行に行った回数・時期(国内観光[宿泊旅行, 日帰り旅行, 出張・業務], 海外旅行), 消費内訳等の統計データを収集している。対象となる旅行は, 観光レクリエーションなどの出張・業務旅行目的以外の国内宿泊旅行と日帰り旅行, 国内行動分を含む海外旅行, 出張・業務旅行である。なお, ここで集約されたデータを基に, 我が国のTSAを編集している。また, 産業連関表を用いて旅行・観光消費がもたらす経済波及効果(生産波及効果・付加価値効果・雇用効果・税収効果)

の推計を行うものである。

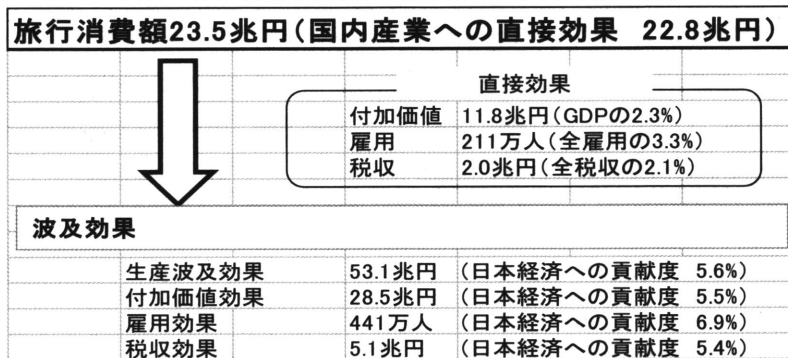
図1および図2で, 2007年度版推計結果を示した。これらの数値についての解説は割愛するが, ここでは観光立国を宣言した2003年以来, 国の観光行政にて進められてきた精緻な分析による観光情報の開示がなされており, 分かりやすい表現となっている。観光行政を推進するにあたり, 観光経済の規模や波及効果の推計を精緻に行うことは, 政策の目標設定に重要な影響を与えるものであり, このような統計資料の分析手法とスキルの向上が今後地方自治体へ速やかに普及することが必要である。

図1 2007年度の旅行消費額

項目	宿泊旅行 (国内)	日帰り旅行 (国内)	海外旅行 (国内分)	国民の旅行 (国内分)	訪日外国人 旅行	国内の 旅行消費額
旅行消費額(旅行中+前後)	15,295	4,948	1,775	22,018	1,483	23,501
対前年度増加率	-2.5%	4.3%	1.6%	-0.7%	8.7%	-0.2%
旅行前後支出	2,439	993	484	3,916		
旅行前支出	2,279	898	452	3,630		
旅行後支出	160	95	31	286		
旅行中支出	12,856	3,955	1,291	18,102		
旅行会社収入	267	42	289	598		
交通費	4,894	2,099	894	7,887		
宿泊費	3,116	0	22	3,138		
宿泊費(別荘等帰属計算)	543	0	0	543		
飲食費	1,525	514	31	2,070		
土産代・買物代	1,802	828	48	2,679		
入場料・施設利用料	620	447	0	1,067		
その他	90	25	7	122		
			g	h=d+g		単位: 10億円
			海外旅行 (海外分)	国民の旅行 (海外分含)		
			4,338	26,356		

出所: 国土交通省総合政策局観光経済課(2008年)「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅷ」, p58

図2 2007年度旅行消費が我が国にもたらす経済波及効果



出所: 国土交通省総合政策局観光経済課(2008年)「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅷ」, p70

### 2.3 宿泊旅行統計

「宿泊旅行統計」は、全国同一基準により「宿泊者数」や「居住地別宿泊者数」「国籍別外国人宿泊者数」「宿泊施設の稼働率」などを調査するもので、2010年より承認統計として実施されている。全国の都道府県や自治体、また関係企業団体等で、それぞれ異なった基準による同類の調査統計データは今までも存在していたが、同一基準によるデータではなく、全国の宿泊施設を対象とする「宿泊旅行調査」が貢献する効果と利用の可能性には大きなものがあると予想される。

---

#### <調査の枠組み>

- ①調査回数 4回（7月、10月、1月、4月）
- ②調査対象 従業者数10人以上のホテル、旅館及び簡易宿泊所の全宿泊施設である。平成16年事業所・企業データベース（総務省）をもとに、国土交通省で補正を加えた名簿により調査を行った。
- ③調査系統 国土交通省総合政策局 - 請負業者 - 報告者
- ④調査方法 国土交通省観光庁から調査対象施設へ調査票を配布し、報告者（調査対象施設）が自ら調査票に記入し、返送する方法で実施した。
- ⑤調査事項
  - 第1号様式
  - 1 宿泊施設の名称
  - 2 宿泊施設所在地
  - 3 宿泊施設タイプ
  - 4 客室数及び収容人数
  - 5 従業者数
  - 6 宿泊目的
  - 7 延べ宿泊者数と実宿泊者数及び外国人延べ

#### 宿泊者数と実宿泊者数

- 8 利用客室数
  - 9 居住地別（県内外別）延べ宿泊者数
  - 10 国籍別外国人延べ宿泊者数
  - 第2号様式
    - 1 宿泊施設の名称
    - 2 宿泊施設所在地
    - 3 宿泊施設タイプ
    - 4 客室数及び収容人数
    - 5 従業者数
    - 6 宿泊目的
    - 7 延べ宿泊者数と実宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数と実宿泊者数
    - 8 利用客室数
    - 9 居住地別（都道府県別）延べ宿泊者数
    - 10 国籍別外国人延べ宿泊者数
- 

宿泊者数については、「1人が3泊した場合は3人とカウントする」等の基準がある。また、宿泊施設の従業員数を「10～29名」「30～100名」「100名以上」の3階層別に集計し、各層において回収率の逆数を乗率とする線形推計にて推計を行っている。最終的には、「宿泊タイプ別宿泊者数」「都道府県別宿泊者数」「外国人宿泊者数」「宿泊施設の定員稼働率」「宿泊規模別定員稼働率」などのデータも収集されている。これらの統計数値は、一般的な宿泊者の内容および人数の把握に終始せず、広い観点から科学的に分析できる観光行政の貴重な統計資料として取り扱われるものと思われる。しかし、本格的な調査は緒に就いたばかりであり、今後年数を重ねることにより調査データの充実が進み、調査項目の改善が行われていくことが必要であると考えられる。

表2は、社団法人日本観光協会が毎年行っている「都道府県別観光地入込統計調査」[参考資料2]



い波及効果が期待できる。(中略) 観光需要の吸収では、地域のイメージ形成や誘客活動が重要で、これは観光入込者数などによって評価される。観光消費は、通過より滞留、滞留より滞在の方の消費額が大きいのと言われ、各地域では、少しでも長く地域内に留まるよう工夫している。通過中の観光客の消費を誘導する仕組みとしては、マクロ的政策として、地域の魅力を演出して滞在の快適性を高めるなどして宿泊拠点化する方法や、交通アクセスを整備してターミナル化する方法などが考えられる。ミクロ的には地域の伝統工芸と密接に関連する土産品の開発や、イベントの開催、立ち寄り地点を増やすこと」と、地域振興に位置づける観光政策の具体的な手法を集約している。このように、地域振興に効果が期待できる観光政策ではあるが、この観光政策の確実性を高めるための役割として観光統計情報が存在する。

観光統計情報は、塩谷・朝日(2009)が言うように、地域経済における観光産業の存在を数値化し、その貢献度を広く周知させることができる。また、さまざまな計画において、具体的で分かりやすい、数値化された目標の設定が可能である。さらに、数値化することで行政効果を分かりやすくすることができ、限られた税金の投資による観光プロジェクトの成果の評価も分かりやすくなるのである。一方、地域の観光事業者に対して、来訪者情報やニーズ情報などマーケティング情報を提供することで、サービスの改善や新しい特産品の開発、ビジネスの改善等を議論するときの貴重な情報となるのである。実のある、持続可能な観光振興策の実現には、観光担当者や地域観光の利害関係者が、観光統計情報の重要性について理解

を深めることと同時に、利用という視点をもって啓蒙活動を進めることが大きな課題となる。

### 3. 地方自治体における観光統計情報の状況に関する調査

#### 3.1 アンケート調査の概要

本節では、戦略的な観光行政を行うに欠かせない観光統計情報の整備状況について、全国の47都道府県と全国から無作為に抽出した300市町村に直接アンケートしたデータを基に、状況分析と課題を考察する。

---

##### [都道府県に対するアンケート調査]

- ・対象：47都道府県（観光行政担当部署）
- ・調査期間：2010年（平成22年）3月1日～3月20日
- ・調査方法：郵送にて記述式アンケート用紙を送付
- ・回答率：74.5%（35都道府県）

##### [市町村に対するアンケート調査]

- ・対象：全国300の市町村（観光行政担当部署）  
※300の市町村については、総務省の地方公共団体コード<sup>3)</sup>を用い表計算ソフトのエクセルの「乱数発生」機能を利用して無作為に選択を行った。
  - ・調査期間：2010年（平成22年）3月1日～3月20日
  - ・調査方法：郵送にて記述式アンケート用紙を送付
  - ・回答率：51.7%（155市町村）
- 

3) 地方公共団体コードは、行政処理を行う上で使用するためのコード番号として自治省（2001年1月6日より総務省）が1968（昭和43）年に導入したもの。1970（昭和45）年4月1日には行政管理庁（総務庁を経て現・総務省）が統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードとしてこのコード表が採用され、国勢調査をはじめとする政府の諸統計に使用されている。また、同日に日本工業規格（JIS）にも全国の都道府県・市区町村を表すコード表として指定されている。

調査項目については、主に観光統計情報の整備状況を中心に行い、その統計内容や調査場所、観光統計の必要性、今後の必要性の変化などを質問した。また、都道府県と市町村の回答を比較することを前提に、部分的に同じ質問を設定した。

アンケート調査の対象として選び出された300の市町村の内訳は表3である。市町村の回答数は155（回答率51.7%）であった。その内訳は、区3（1.9%）、市70（45.2%）、町70（45.2%）、村12（7.7%）となっている。平成の大合併により、村と称する自治体が減少している状況が見られる。人口の規模別の内訳は、5万人以下の小規模の市町村が98（63.2%）と全体の過半数を占めている。なお、都道府県調査では、回答数は35（回答率は74.4%）であった。

表3 市町村について

市町村	区分別数	比率
区	3	1.9%
市	70	45.2%
町	70	45.2%
村	12	7.7%
合計	155	

表4 各自治体の人口構成について

	人口	自治体数	比率
1	100万人以上	3	1.9%
2	70-100万人未満	2	1.3%
3	50-70万人未満	2	1.3%
4	30-50万人未満	2	1.3%
5	10-30万人未満	24	15.5%
6	5-10万人未満	20	12.9%
7	5万人未満	98	63.2%
8	回答なし	4	2.6%
	合計	155	

市町村への「中心的な産業」についての質問では、提示した選択肢の名称を国の標準産業分類を基準としているが、本調査のテーマである観光を意識してあえて産業区分に存在しない「観光」という名称を付け加えた。「中心的な産業」を3つ

でとし、複数回答を求めた結果、表5で示すように、1位「農業」98、2位「製造業」53であった。1位の「農業」98に「漁業・水産業」31と「林業」14を加えると、第一次産業が143になり、回答を得た市町村の中で大きな比率を占める結果となった。平成20 暦年の経済活動別（産業別）GDP構成比をみると、第1次産業のシェアは1.4%となっており、複数回答である本稿の結果と一概に比較はできないものの、大きな差異がある。また2位は、「製造業」53で、「観光」34は3位に位置している。これにより、市町村における観光の大きさが推測できる。

表5 中心的な産業について（3つまでの複数回答）

	中心的な産業	件数
1	農業	98
2	製造業	53
3	観光	34
4	卸売・小売業	32
5	漁業・水産業	31
6	サービス業	26
7	林業	14
8	建設業	13
9	公務	5
10	鉱業	4
11	電気ガス水道業	3
12	その他	3
13	運輸・通信業	2
14	金融・保険業	0
15	不動産業	0

### 3.2 観光担当部署の名称

都道府県レベルでは経済産業的観点や地場産業的観点から観光行政を捉え、商工業分野を管轄する部署に観光担当部署を所属させているケースが多かった。ところが最近では、観光行政について総合的で広域行政が必要であるとの観点から、自治体の政策を総合的に捉える部署への設置がみられる。表6は、全国47都道府県の観光担当部局を対象に今回行った「観光統計についてのアンケート調査」の回答用紙に記載された各都道府県観光



担当部局の所属部署名称を一覧表にしたものである。「商工観光」や「産業労働」など経済産業分野に観光行政の部署を設置している従来型の都道府県が多いなか、「総合企画部」(岐阜県)、「府民文化部」(大阪府)、「地域振興部」(山口県)、「企画振興部」(大分県)、「観光・地域振興局」(富山県)のように、総合的な政策を担当する部局に設置する府県がある。また、「観光部」(山梨県・長野県)や「文化・観光部」(静岡県)と、部局自身を格上げして独立性を持たせている県がある。このような部署名称から、都道府県における観光行政の位置づけが読み取れる。

足羽(1997)は、「近年の観光政策は、観光資源や観光関連施設を開発・整備するだけではなく、地域全体の景観や雰囲気を含め総合的な魅力ある環境づくりに重点がおかれるようになってきた。これらの施策は、政府・地方公共団体が一体となって、それぞれ役割を果たす」ものであるという。観光振興の内容は総合的であり、関与する主体も地域住民、観光関連企業や団体、あるいは文化的

教育的分野、都市整備計画、産業政策など幅広い内容を含むことから、観光振興は「地方自治体を中心になって行うことが多く、第三セクターを設立したり、仕掛人になったりしており、いわば行政主導型」(足羽(1996))と、その運営の重要性について述べている。

足羽(1997)は、「過去にみられる観光行政の主な内容としては、地域開発の手段と捉えられていたようである。しかし、地方における最近の観光行政をみると、次の各項に掲げるような、幅広い諸事業の目標があげられる。

- ①観光宣伝の実施
- ②観光情報の提供
- ③研修・指導・接遇の実施
- ④観光地美化の推進
- ⑤資料の刊行
- ⑥観光施設の管理・運営
- ⑦各種の調査事業
- ⑧その他組織活動

以上が県サイドでみられる観光行政上の主な事

表6 全国都道府県における観光関連部署の名称について

自治体名	部	自治体名	部
北海道	経済	滋賀県	商工観光労働
青森県	商工労働	京都府	商工労働観光
岩手県	商工労働観光	大阪府	府民文化
秋田県	産業労働	和歌山県	商工観光労働部観光局
栃木県	産業労働観光	富山県	観光・地域振興局
茨城県	商工労働	兵庫県	産業労働
群馬県	産業経済	島根県	商工労働
東京都	産業労働局観光部	岡山県	産業労働
千葉県	商工労働	広島県	商工労働局産業振興
神奈川県	産業	山口県	地域振興部(観光交流局)
新潟県	産業労働観光	徳島県	商工労働
山梨県	観光	愛媛県	経済労働
長野県	観光	熊本県	商工観光労働部
静岡県	文化・観光	佐賀県	農林水産商工本
愛知県	産業労働	大分県	企画振興
岐阜県	総合企画	宮崎県	商工観光労働
三重県	農水商工	鹿児島県	商工労働水産部(観光交流局)
		沖縄県	観光商工

出所：筆者作成

業目標である」と述べている。都道府県レベルの観光行政は、国の基本的観光政策方針と密接に連動していることが多い。しかし、市町村の観光行政は、足羽が言う通常の行政業務の他に、地域の観光関連業者との接点が直接的にあり、特殊な部分が推察できる。地域の祭りやイベント、観光施設の行事、観光関連業界の会合、観光業界の一部の関係者による短絡的で利己主義な要請への対応に、即効性や実利性を求められることが多い。従って、観光振興政策というスタンスが守れる都道府県の観光行政と違って、市町村の観光行政では、地域づくりという時間をかけた総合的政策が軽視され、直面する課題解決策が行われていることになる。地方自治体における観光行政の実態をここに見ることができる。

#### 4. 地方自治体における観光統計の整備状況と必要性

##### 4.1 地方自治体における観光統計の整備状況

「観光統計情報の整備状況」に関する質問では、市町村と都道府県の回答を表7に併記した。都道府県では、回答のあった全ての都道府県で「整備している」という結果であった。市町村では、「整備している」市町村57(36.8%)、「整備していない」市町村88(56.8%)と、整備していない市町村が過半数を超えている。観光統計の整備状況は、都道府県では全ての都道府県で整備しているが、市町村では4割弱しか整備していない。

次に、市町村における「中心的な産業」の回答結果と、観光統計情報の整備状況の回答結果についてクロス集計を行った。これは、「中心的な産業」によって市町村の観光統計の整備状況に違いが出るかどうかの分析である。結果は表8のように、「整

備している」と「整備していない」それぞれに産業別の比率は、小標本でのばらつきはあるものの、ほぼ同じような傾向となり、産業による特徴は見られなかった。特記すべきことは、「中心的な産業」を「観光」と答えた市町村でも、「整備している」13(41.9%)、「整備していない」18(53.8%)と、整備していない市町村の方が多いということである。「観光立市(町・村)」と地域づくりの政策タイトルを掲げ、観光による地域振興計画書を策定する市町村が増えている状況の中で、それらの計画の基本となる観光統計の整備状況は不十分だという状況が覗える結果となった。

さらに、市町村における直近一年間の宿泊客・日帰り客を含めた観光客数区分のデータと観光統計情報の整備状況への回答結果についてクロス集計を行い、表9で示した。この集計は、観光客数が多い市町村では観光統計情報の整備が進んでいるということを想定したが、結果は観光客数と「観光統計情報」の整備状況との間にはっきりとした相関性を見出せるものではなかった。ただし、年間「100万人以上」という多数の観光客を受け入れている市町村では、「整備している」2(67%)、「整備していない」1(33%)で「整備している」市町村の方が多い。また、「70-100万人」では「整備している」1(50%)と「整備していない」1(50%)が同数になった。標本数が少ない限られた情報ではあるが、多数の観光客を集める市町村では観光統計の整備が進んでいる可能性が示唆されている。

ここで「整備している」と回答した市町村と都道府県に対し、「整備している観光統計情報の内容」について当てはまる答え全てを選択する質問をした。表10では、市町村と都道府県を並べて示している。市町村では、「整備している」観光統計情報の内容で1番多い回答は「日帰り・宿泊な

表7 自治体における観光統計情報の整備状況

	市町村		都道府県	
	数(n=155)	比率	数(n=35)	比率
整備している	57	36.8%	35	100%
整備していない	88	56.8%	0	0%
分からない	8	5.2%	0	0%
回答なし	2	1.3%	0	0%

表8 市町村における「中心的な産業」と観光統計情報の整備状況  
(中心的な産業については、各自治体3つまでの複数回答)

	整備している	比率	整備していない	比率	合計	比率
1 農業	34	36.6%	59	63.4%	93	100%
2 製造業	6	46.2%	7	53.8%	13	100%
3 観光	13	41.9%	18	58.1%	31	100%
4 漁業・水産業	1	25.0%	3	75.0%	4	100%
5 卸・小売業	6	46.2%	7	53.8%	13	100%
6 サービス業	19	38.0%	31	62.0%	50	100%
7 林業	13	43.3%	17	56.7%	30	100%
8 建設業	0	-	0	-	0	-
9 公務	0	-	0	-	0	-
10 鉱業	0	0.0%	2	100.0%	2	100%
11 電気ガス	1	33.3%	2	66.7%	3	100%
12 その他	13	52.0%	12	48.0%	25	100%
13 金融・保険業	4	80.0%	1	20.0%	5	100%
14 不動産業	17	54.8%	14	45.2%	31	100%
15 運輸業	1	50.0%	1	50.0%	2	100%
	128	42.4%	174	57.6%	302	100%

表9 市町村における「観光客数」と観光統計情報の整備状況

観光客数	整備している	比率	整備していない	比率	不明	比率	合計	比率
1 100万人以上	2	67%	1	33%	0		3	100%
2 70-100万人	1	50%	1	50%	0		2	100%
3 50-70万人	0	0%	2	100%	0		2	100%
4 30-50万人	1	50%	1	50%	0		2	100%
5 10-30万人	10	42%	13	54%	1	4%	24	100%
6 5-10万人	8	40%	10	50%	2	10%	20	100%
7 5万人未満	35	36%	58	59%	5	5%	98	100%
合計	57	38%	86	57%	8	5%	151	100%

表10 整備している観光統計の内容について (複数回答)

内 容	市町村回答者数	対整備回答者比率 n=57	都道府県回答者数	対整備回答者比率 n=34
日帰り・宿泊など旅行形態情報	49	86.0%	34	100.0%
宿泊数や旅行日数	23	40.4%	21	61.8%
来訪理由について(観光・ビジネス・帰省・療養など)	17	29.8%	22	64.7%
観光客のプロフィール情報(年齢・性別・居住地情報など)	17	29.8%	26	76.5%
来訪の利用交通手段情報	17	29.8%	28	82.4%
飲食や宿泊およびお土産など消費動向	13	22.8%	24	70.6%
来訪回数やリピート率	12	21.1%	18	52.9%
来訪に際して利用したメディア	11	19.3%	17	50.0%
来訪までのルート、他の立ち寄り観光地など	11	19.3%	16	47.1%
満足度や不満な点など	9	15.8%	21	61.8%

ど旅行形態情報」49 (86%) で、2番目に多い回答は「宿泊数や旅行日数」23 (40.4%)、以下「来訪理由」17 (29.8%)、「観光客のプロフィール」17 (29.8%)、「来訪の利用交通手段」17 (29.8%)と3つの回答が並ぶ。旅行者の誘客対策に不可欠と思われる「満足度や不満な点など」については、9 (15.8%) と非常に少ない結果である。また、市町村では全体的に整備している項目数が少なく、観光統計の整備は十分に進展していないことがはっきりした。

一方、都道府県において1番回答が多かった項目は、「日帰り・宿泊など旅行形態情報」34(100%)である。以下、2位は「利用交通情報」28 (82.4%)、3位「観光客のプロフィール情報」26 (76.5%)、4位「消費動向」24 (70.6%)、5位「来訪理由」22 (64.7%)、さらに6位「満足度や不満な点」21 (61.8%) と続き、都道府県における観光統計情報の整備は多岐にわたっていると言える。

交通インフラの充実と高速化の実現により、観光の広域化は観光地の対応に関わらず旅行者には当然のものとなってきている。そのような広域観光を楽しむ旅行者の増加によって、いくつかの市町村の連携した誘客活動の必要性が現実化し、観光統計情報の共有化は不可欠となる。市町村自身の観光統計情報の整備への取り組みはもちろん、広域連携に向けた観光統計の整備は、重要でかつ喫緊の課題である。

#### 4.2 地方自治体における観光統計の必要性

次に、観光統計情報を必要とする度合いについて質問した。表11で示すように、都道府県においては、「非常に多い」14(41.2%)と「多い」18(52.9%)の2つの回答ではほぼ94%となっており、観光統計情報に対し必要性を感じているという実態が見られる。「必要としていない」都道府県は0という結

果であった。一方、市町村においては、1番多い回答は「普通」55 (35.5%) であり、「非常に多い」9 (5.8%) と「多い」36 (23.2%) を合わせて29%である一方、「全くない」8 (5.2%) と「あまりない」44 (28.4%) を合わせて33.6%となり、全体的に必要性を感じる状況が少ないという実態が確認できる。

次に、行政運営上、観光統計情報が必要とされる場面を考察するために、前の質問で「非常に多い」「多い」と答えた市町村(45)と都道府県(32)にのみ、用意した4つの場面に対して必要の有無をたずねた。表12で示すように、都道府県では、1番回答が多い場面は「施策・計画立案の過程」で、「非常に多い」14(23.7%)「多い」18(30.5%)で、次に多い場面は「議会答弁や合意形成などの過程」で「非常に多い」14(23.7%)、「多い」17(28.8%)であるが、「外部の関係機関や報道機関などからの要請」「地域住民からの要請」という場面についてもほぼ同等の比率となっている。これらから、都道府県の観光行政においては、観光統計情報が多様な場面で活用されているという実態が推察できる。

一方、市町村では、一番多い利用の場面は「施策・計画立案の過程」で「非常に多い」8(40.0%)、「多い」26 (48.1%) であり、次に多い場面は「議会答弁や合意形成などの過程」で「非常に多い」5 (25%)、「多い」28 (51.9%) である。次の「外部の関係機関や報道などからの要請」という場面では、「非常に多い」6(30.0%)、「多い」はゼロである。また、「地域住民からの要請」という場面では、「非常に多い」も「多い」もゼロであり、地域住民からの観光統計情報の要請は皆無であることが示される結果である。表7で示したように、観光統計を「整備していない」市町村が全体の56.8%という実態の下では、「整備している」市町村の方が少なく、

表11 観光統計情報の必要性について

	市町村		都道府県	
	数	比率	数	比率
1 非常に多い	9	5.8%	14	41.2%
2 多い	36	23.2%	18	52.9%
3 普通	55	35.5%	2	5.9%
4 あまりない	44	28.4%	0	0.0%
5 全くない	8	5.2%	0	0.0%
合計	152	100.0%	34	100.0%

表12 必要に迫られる場面について (複数回答)

	非常に多い				多い			
	都道府県		市町村		都道府県		市町村	
1 施策・計画立案の過程で	14	23.7%	8	40.0%	18	30.5%	26	48.1%
2 議会答弁や合意形成などの過程で	14	23.7%	5	25.0%	17	28.8%	28	51.9%
3 外部の関係機関や報道などからの要請で	13	22.0%	6	30.0%	12	20.3%	0	0.0%
4 地域住民からの要請で	13	22.0%	1	5.0%	12	20.3%	0	0.0%
5 その他	5	8.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	59	100%	20	100%	59	100%	54	100%

表13 必要としない理由について (複数回答)

	市町村		あまりない		全くない	
1 観光統計情報を機能・活用する場面が少ないから	34	63.0%	2	22.2%		
2 観光分野に重点を置く自治体ではないから	8	14.8%	4	44.4%		
3 外郭団体や他組織が提供・公開している観光統計情報で十分足りるから	3	5.6%	0	0.0%		
4 観光統計情報の整備に振り当てる予算が十分無いから	7	13.0%	3	33.3%		
5 その他	2	3.7%	0	0.0%		
合計	54	100%	9	100%		

「観光情報を必要とする場面」が「非常に多い」「多い」と答えた45の市町村においても、観光統計情報の利用範囲がごく限られているという実態が読み取れる。

また、必要とする場面が「あまりない」「全くない」と答えた市町村に対しても、その理由として用意した4つの理由について複数回答を求めた。必要とする場面が少ない理由で1番多かったのは「観光情報を機能・活用する場面が少ないから」で、「あまりない」34 (63.0%)、「全くない」2 (22.2%)であった。2番は「観光分野に重点を置く自治体ではないから」で「あまりない」8 (14.8%)、「全くない」4 (44.4%)であった。「観光統計情報の

整備に振り当てる予算が十分無い」という理由では「あまりない」7 (13.0%)、「全くない」3 (33.3%)であった。

次に、観光統計情報の「今後の必要性」を質問した。表14で示すように「必要性は減少する」と答えた回答者は、都道府県、市町村ともにゼロであった。都道府県については「必要性は増加する」27 (77.1%)で、全国の8割近くの都道府県が、観光統計情報は今後必要性が増すことを予測していると言える。一方、市町村では、「必要性は増加する」が76 (49.0%)と半数以下で、「今とあまり変わらない」47 (30.3%)、「わからない」26 (16.8%)と、必要性の増加することを積極的に認識してい

表14 観光統計情報の今後の必要性について

	都道府県		市町村	
	件数	比率	件数	比率
1 必要性は増加する	27	77.1%	76	49.0%
2 今とあまり変わらない	6	17.1%	47	30.3%
3 わからない	2	5.7%	26	16.8%
4 必要性は減少する	0	0.0%	0	0.0%
5 無回答	0	0.0%	6	3.9%
合計	35	100%	155	100%

表15 「必要性は増加する」と思われる観光統計情報について（複数回答）

必要性が増加する内容	件数	比率
1 観光客の人数や性別・年齢・居住地などのプロフィール情報	17	17.2%
2 観光客の満足度やニーズなどマーケティング情報	25	25.3%
3 観光客の消費動向情報	24	24.2%
4 観光客の利用交通手段情報	14	14.1%
5 国や県が行なっている宿泊統計や観光統計と連携した情報	18	18.2%
6 その他	1	1.0%
合計	99	100.0%

ない市町村が多い結果となっている。市町村では、観光統計情報について現在でも利用状況は低く、必要性の認識も低い。さらに、今後の必要性についても強くは思っていない。これらは、市町村における観光行政の大きな問題点であると考えられる。また、味水（2006）が言う「もっと重要な課題は『活用の視点』が不足」のように、「活用」体験が不十分であることも大切な課題と思われる。

次に、都道府県の中で「必要性は増加する」と答えた自治体に対し、その「増加する」と考える統計情報の内容について用意した6項目の中から複数回答を求めた。表15で示すように、「観光客の満足度やニーズなどマーケティング情報」25（25.3%）、「観光客の消費動向」24（24.2%）が多かった。この2つの内容は、表10に示したように、「すでに情報の整備を進めている」と回答した都道府県は60%以上となっており、都道府県の観光行政ではこれからもっと利用される統計情報であるとの認識が示された結果である。また、観光地間の競争が激化し、旅行するグループの単位が家族や仲間たちというように小さくなる傾向が進んだことにより、「観光客の満足度やニーズなどマー

ケティング情報」は、旅行者を誘致する観光行政の中でもっとも必要な情報となりつつあることを示している。また、表14に示された数値は、地域経済の切り札として期待が高まる観光を推し進めるにあたり、行政の現場に観光統計情報が不可欠とされている状況も示している。

## 5. 地方自治体における観光統計の整備と活用の課題

本稿では、全国の都道府県と全国から無作為に抽出された300の市町村に対して行った観光統計についてのアンケート調査の分析を行った。都道府県においては観光統計情報の整備や利用が進んでいる状況が確認された。その理由として次の4つの背景が考察できる。

- ① 都道府県の観光担当部署は、業務の対象を県下全域としており、特定の市町村や観光施設に偏ることなく、広域性や公平性が求められる。
- ② 都道府県の行政運営には、議会が強く機能す

るシステムが成り立っており、行政執行サイドに対し政策の立案や評価の説明行為において客観性のある指標化が求められることが多い。その指標の算出には、観光統計情報が不可欠であり、よって統計資料の整備が進んでいる。

- ③ 都道府県の観光行政は、国と連携した業務が多く、国が求める観光統計情報についての情報収集が行われ、それにより観光統計情報の整備が進んでいる。
- ④ 都道府県の機能に、市町村間の調整役がある。都道府県では常に、市町村の状況を把握する必要があり、広域に共通する基準をもった統計資料の整備が必要となる。

一方、回答を得た155の市町村では、観光統計情報の整備と利用が十分ではないという結果が出た。その理由として、次の2つの背景が考察できる。

- ① 市町村の観光担当部署は、幅広い観光関連業務への対応が求められている。観光専門部署

としての存在ではなく、商工業や地域産業など複数の部門を管轄とする部署が多い。日々発生する多様な業務に追われる状況にある。表16は、市町村における観光を担当する部署の職員数と、最近1年間の地域の観光客数をクロス集計したものである。職員数が「5名未満」の市町村は全体の58.9%であり、多くの市町村が少ない職員数で観光行政を行っている状況が分かる。年間観光客数が「100万人以上」でも22 (36.7%)、「70-100万人」でも7 (50%) となっており、観光客数が大きな市町村でも、観光担当者は、一年間にわたって繰り返されるイベントや祭事、域外への宣伝活動等、地域の観光関連企業や商店との会議など、さまざまな業務に対応し、多忙な日常となっている状況が想像できる。そのような状況の中で、長期的展望を持った計画の立案や政策運営よりも、即効性のある対応が必要とされる場面が多いため、観光統計資料の必要性が軽んじられてきたものとする。

表16 市町村の観光担当部署の職員数と1年間の観光客数のクロス集計

職員数	1年間の観光客数(宿泊+日帰り客)												合計			
	100万人以上	70-100万人	50-70万人	30-50万人	10-30万人	5-10万人	5万人未満									
5名未満	22	36.7%	7	50.0%	10	66.7%	9	69.2%	16	76.2%	7	100.0%	15	93.8%	86	58.9%
6-10名未満	23	38.3%	7	50.0%	4	26.7%	4	30.8%	5	23.8%	0	0.0%	1	6.3%	44	30.1%
11-15名未満	8	13.3%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	6.2%
15名以上	7	11.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	4.8%
合計	60	100.0%	14	100.0%	15	100.0%	13	100.0%	21	100.0%	7	100.0%	16	100.0%	146	100.0%

- ② 市町村には事業規模が小さく、市場分析や顧客分析などの本格的なマーケティング活動への理解や経験が少ない観光関連企業や店舗が多い。観光統計情報への興味や必要性の認識は低く、民間からの整備への要求が低いと考えられる。

方法を議論する以前の状況にあり、これからの観光行政が抱える問題の深さを再認識させられる結果である。

## 6. おわりに

市町村の観光統計情報に対する理解と対応が希薄となっている原因を考察したが、有効性や利用

足羽 (1996) が言うように、観光振興は「地方自治体を中心になって行うことが多く、第三セクターを設立したり、仕掛人になったりしており、

いわば行政主導型」である。行政主導型の振興には、合意形成の過程の透明性が求められる。分かりやすい数値による政策目標等の提示が求められる。観光統計資料の充実や周知、さらにそれらを利用した分かりやすい計画が必要となる。

塩谷・朝日(2009)は、観光統計の用途として、以下の4つの領域に分類している。①観光産業の重要度の計測と周知(域内他産業への影響や他産業との比較など)、②観光振興の目標設定・評価(時系列データ、地域間比較など)、③観光施策・公的プロジェクトでの活用(観光宣伝、施設整備計画、交通計画、イベント計画、地産地消、観光保全計画、観光税の検討など)、④民間観光事業者のマーケティングデータとしての活用(客層、旅行内容、費用別消費額、来訪動機、満足度、ブランド・ロイヤリティなど)、である。

市町村では、観光に関連する企業や商店が小規模で多数ある。大資本による旅館・ホテルの一部を除いて、宿泊施設や運輸業や土産品店、飲食業などのほとんどが、毎日訪れてくる旅行者を待ち続ける受け身型の商売となっている。自ら積極的に地域の外へ出かけ、独自に営業活動を行うことは少ない。誘致活動を行うには、マーケティング情報が有効に機能する。旅行者の性別や年齢構成や居住地情報、観光地の満足度などを分析した情報が地域の観光に関与する企業へ提供されれば、来訪者への対応に有効な対策も可能となるであろう。もちろん、一部の観光関連業者への効用だけでなく、観光統計情報は外貨獲得の実態や地域経済への高い波及効果、雇用効果、ひいては税収効果の算出に欠かせないものであり、観光振興策を計画する重要な存在である。しかし、それらの観光情報を整備収集する市町村の担当者は、地域の観光関係者からの利己的で短絡的な要請に多忙な日々を過ごし、長期的な視点に立つことが出来難

いという状況にあることが多い。このように、観光行政の悪循環に直面している市町村が多いと思われる。

本稿では、市町村における観光統計情報の整備や認識について分析し、未整備の状況や認識の低さを確認してきた。今日、観光行政を取り巻く環境は変化してきている。団体旅行中心から、個人・小グループの旅行スタイルへ変わり、観光地情報が瞬時に膨大に入手できる時代となり、ナビゲーションシステムが高度化し自由に気軽にどこへでも出かけることができる時代となってきた。まさに観光地の自由市場化が進展している状況とも言え、消費者である旅行者にとって、観光地の在り方が問われている時代を迎えている。観光地が自らの観光資源を分析し、訪れる旅行者のニーズを理解するために、観光統計への理解と整備への取り組みに着手することが必要である。

#### 参考文献

- 朝日幸代(2008)「観光地経営 第6章 観光地の統計分析」『観光地域経営プランニング編 下巻』, 経済産業省
- 足羽洋保(1996)『新・観光学概論』ミネルヴァ書房
- 足羽洋保(1997)『観光資源論』中央経済社
- 味水佑毅(2006)「観光統計の整備における『活用の視点』の重要性」, 国際交通安全学会, Vol.31, No.3, pp.56-65
- 小濱哲(2003)「島嶼地域の観光振興」, 『観光振興論』(長谷政弘編(2003), 税務経理協会, pp.193-201, 第15章)
- 塩谷英生・朝日幸代(2009)「観光統計データの種類と活用 - 宿泊旅行統計を利用した分析 -」『イノベーション&I-Oテクニク 産業連関』第17巻1・2号(合併号), pp.16-29, 環太平洋産業連関分析学会
- 長谷政弘(2003)『観光振興論』税務経理協会
- 長谷政弘(2006)『新しい観光振興 - 発想と戦略 -』同文館出版



## 推薦文

濱田泰さんの論文「地方自治体における観光統計の整備状況と活用の可能性」は、観光立国を政策課題とする日本において、観光統計情報の整備がいかに重要であり、その整備と活用に関して、どのような課題があるかを考察している。観光統計情報の整備については、近年、国レベルでの整備が進んでおり、そうした状況に関する先行研究が行われているが、濱田論文では、観光振興の主体として重要なのは地方自治体、とくに市町村であることを明らかにし、地方自治体における観光統計情報の整備状況と活用への課題を独自に実施したアンケート調査に基づいて分析している。地方自治体における観光統計情報の整備状況については不十分であることが知られているが、そうした状況を招いている背景について包括的に分析している研究は少なく、『東亜経済研究』に掲載するに値する論文であると考え、推薦いたします。

野村淳一  
齋藤英智